

(表面)

身 分 証 明 書

所属
職
氏名

この者は、群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例第13条第1項の規定による立入検査の職務を行う者であることを証明する。

年 月 日交付

群馬県知事

印

(裏面)

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

- 第13条 知事は、販売者（法第2条第4項に規定する製造者及び輸入者を除く。）又は農薬使用者に対し、この条例の施行に必要な限度において、その業務若しくは農薬の使用に関し報告をさせ、又はその職員に検査のため必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。